

(別添)

国家公務員共済組合法等の運用方針の一部を改正する案に対する意見募集に寄せられた御意見について

令和 8 年 9 月 30 日
財務省主計局給与共済課

番号	御意見（原文のまま）	御意見に対する考え方
1	今回の改正により、「固定的給与の変動」が従来より広く解釈され、公務員の共済掛金等が増加する事例が増える可能性があります。 しかし、通勤手当や、転勤・異動に伴う住居関係の手当などは、実質的な処遇改善ではなく、業務上必要となった支出を補う性格の強いものです。これらの手当が増えた結果、標準報酬月額まで引き上げられ、共済掛金や保険料が増加すれば、職員の実質的な手取りが減少してしまいます。 そのため、実費補填の性格が強い通勤手当や、業務命令による転居等に伴う手当については、標準報酬月額を引き上げる随時改定の対象から除外するか、その手当により増加する掛金を国が事業主として負担する制度を設けてください。 また、昇給や昇格があつたにもかかわらず、標準報酬月額の変更による掛金増加で処遇改善の効果が大きく失われる場合には、掛金増加を段階的に適用するなど、手取りの増加を確保する措置を求めます。 国のために働く職員が、転勤や昇格によってかえって経済的に不利になることのない制度としてください。公務員の実質的な処遇を改善することは、人材確保、離職防止及び行政サービスの維持にもつながると考えます。	本改正は、従来の「固定的給与の変動」の定義にかかる解釈を変更する趣旨の改正ではなく、あくまで表現の適正化を趣旨とする改正であるため、本改正に起因して国家公務員の共済掛金等が増加するということはありません。なお、本改正の趣旨については、各共済組合等への周知を徹底してまいります。
2	昇給、降給にかかわらず、俸給表のみが変動した場合は「固定的給与の変動」に当たらないと解釈して良いか。そうすると、経済危機により100%以上のハイパーインフレであっても、昇給、降給がなければ、俸給表が大幅に変動しても標準報酬の等級が変わらないか。	昇給や降給を伴わず、俸給表の変動のみ行われた場合であっても、支払われる報酬の額（俸給の額）に変動があれば「固定的給与の変動」に該当することがございます。
3	改正後に、改正前にあつた __報酬__が抜けてしまっているので、 付け加えた方が良いと思います。 給与と報酬は定義が違うので、意味が変わってしまいます。 入れてください。 __ __の部分です。 よろしくお願いいたします。	本改正は、従来の「固定的給与の変動」の定義にかかる解釈を変更する趣旨の改正ではなく、あくまで表現の適正化を趣旨とする改正となります。

番号	御意見（原文のまま）	御意見に対する考え方
	1 意見の対象 法第40条関係第2項各号及び同関係第3項・第6項における「固定的給与の変動」の定義（改正案において「給与体系の変更により報酬の増減があつた場合をいう」と定める部分） 2 意見の趣旨 改正案の定義は、従来の随時改定の対象であつた個別の昇給・降給及び固定的手当の増減を除外する解釈を生じさせ得る。厚生年金保険及び健康保険における随時改定との整合を損なうおそれがあるため、「給与体系の変更」の範囲を例示により明確化し、従来対象とされてきた個別の固定的給与の増減が引き続き含まれる旨を運用方針上明らかにするべきである。 3 理由 改正案は、法第40条関係第2項第1号において「固定的給与の変動（給与体系の変更により報酬の増減があつた場合をいう。以下同じ。）」と定義し、同項第2号以下及び第3項・第6項の「昇給、降給等」「増額」「減額」をこれに置き換えるものである。概要資料は、現行の表現が狭義に解され得るため表現を適正化するとしている。 しかし「給与体系の変更」は、一般に俸給表の改定、手当の新設・廃止、算定方式の制度的変更を指す語として用いられることが多い。この語だけを定義の中核に据えると、次のような個別事情による固定的給与の増減が対象外と読まれる余地がある。 － 昇格・降格又は号俸の改定による俸給の増減 － 扶養手当、住居手当、地域手当その他の固定の手当の額の増減（世帯構成、住居、勤務地の変更に伴うものを含む） － 勤務形態の変更に伴う固定的な支給額の増減であつて、給与規程の改廃を伴わないもの 4 国家公務員共済の標準報酬の随時改定は、厚生年金保険法及び健康保険法の随時改定と実質的に対応する仕組みである。後者では、昇給・降給のほか、固定的賃金に該当する手当の変動も、継続した3月間の報酬により2等級以上の差が生じた場合の改定事由とされてきた。定義が狭く解されると、同一人について国共済と厚生年金・健康保険とで改定の有無が分かれ、掛金・負担金及び給付算定の基礎が不整合となる。 また、改正案第3項は休職等による支給減を「固定的給与の変動はない」と整理する。定義が「給与体系の変更」に限定されると、同項の「変動はない」との対比も不明確になる。 よって、少なくとも次のいずれかの措置を求める。	本改正は、運用方針に示す「固定的給与の変動」の定義が狭義なものとなり得ていたため、昇給、降給等の要件を除外することがないよう、いただいた御意見のように「昇給、降給等により固定的給与に変動があり、～」と規定することで表現の適正化を行うものです。 そのため、本改正案に賛成の御意見として承ります。

番号	御意見（原文のまま）	御意見に対する考え方
	(1) 定義を「昇給、降給、固定的手当の額の改定その他給与体系の変更により報酬の増減があつた場合」のように改め、個別の昇給・降給及び固定的手当の増減を明示する。 (2) 定義は維持する場合でも、注記又は例示で、昇格・降格、号俸改定及び固定的手当の増減が「給与体系の変更により報酬の増減があつた場合」に含まれることを明記する。 4 関係資料 － e-Gov/パブリックコメント「国家公務員共済組合法等の運用方針の一部を改正する案に対する意見募集について」(案件番号395081962)掲載の運用方針概要及び運用方針改正案 － 国家公務員共済組合法等の運用方針(昭和34年10月1日蔵計第2927号)法第40条関係(現行) 以上	

※上記のほか、本改正と直接関係のない御意見を 4 件いただきました。